一 労働金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号)

第八十三条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ、第四十五条第十一項、第四十七条第五項、第四十九条第三項及び八条の六第三項において準用する場合を含む。)、令第五条第三項第十四条 法第三十二条第六項(法第五十八条の四第八項(法第五十八金庫等が保有する議決権に含めない議決権)	、第五十条の二第四項及び第八十三条第四項において準用する場合がに第四十五条第十五項、第四十七条第五項、第四十九条第三項、分の六第三項において準用する場合を含む。)、令第五条第三項(金庫等が保有する議決権に含めない議決権)
(新設)	点から適当であること。 積金者をいう。以下同じ。)の保護その他の信用秩序の維持の観示 金庫の事業の内容及び方法が預金者等(預金者及び定期積金の。
(事業免許の審査) (事業免許の審査) (事業免許の審査) (事業免許の事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができる事業免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどる事業免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどの確保の状況、申請金庫の経営管理に係る体制等に照らし、申請金庫が金庫が金庫の事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができ金庫が金庫の事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができ金庫が金庫の事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができ金庫が金庫の事業を的確、公正かつ効率的に遂行すると、申請金庫の経営管理に係る体制等に照らし、申請金庫が金庫が金庫の事業を的確、公正かつ効率的に遂行すると。	(事業免許の審査) (事業免許の審査) (事業免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかど 方かを審査するものとする。 一〜四 (略) 五 金庫の事業に関する十分な知識及び経験を有する役員、会計監 五 金庫の事業に関する十分な知識及び経験を有する役員、会計監 所らし、申請金庫が金庫の事業を的確、公正かつ効率的に遂行す のとする。 (事業免許の審査)
現	改正案

項、第百二条並びに第百十五条を除き、以下同じ。)とする。
「条第五項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権(法第三十年のる議決権に含まないものとされる内閣府令・厚生労働省令でを含む。次項において同じ。)の規定により金庫又はその子会社が

有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を う。) の有限責任組合員となり、 決権について、 できる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業 有する株式又は持分(有限責任組合員が議決権を行使することが 及び第五十条の二第 て当該議決権の保有者に指図を行うことができるものを除く。 に係る信託財産である株式又は持分 元本の 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により 第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合 補塡又は利 委託者又は受益者が行使し、 益 の補足の契約をしている金銭信託以外の信託 項において 組合財産として取得し、又は所 「投資事業有限責任組合」とい (当該株式又は持分に係る議 又はその行使につ (以下この号

行を委任しているものに限る。)の組合員(業務の執行を委任さのによつて成立する組合(一人又は数人の組合員にその業務の執規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するも四 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に

五条を除き、以下同じ。)とする。権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第百二条並びに第百十る株式又は持分に係る議決権(法第三十二条第五項に規定する議決ものとされる内閣府令・厚生労働省令で定める議決権は、次に掲げ。)の規定により金庫又はその子会社が保有する議決権に含まない。

(略)

(新 設)

有する場合を除く。) 有する場合を除く。) 有する場合を除く。)

行を委任しているものに限る。)の組合員(業務の執行を委任さのによつて成立する組合(一人又は数人の組合員にその業務の執規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するも三 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に

決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された(非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び議。)となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分れた者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という

者に指図を行うことができる場合を除く。)

等の承認を受けたもの 前二号に準ずる株式又は持分で、金融庁長官及び厚生労働大臣

2 (略)

ればならない。
書に理由書を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出しなけ
書に理由書を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出しなけ

4 (略)

(労働金庫連合会の付随業務)

第四十三条 (略)

2 · 3 (略)

ものとする。
閣府令・厚生労働省令で定めるものは、第四十二条第五項に掲げる
4 法第五十八条の二第一項第十四号の二及び第十五号に規定する内

て内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、第四十二条第六項各号5 法第五十八条の二第一項第十六号に規定する類似する取引であつ

合を除く。) れた者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」というれた者を除く。以下この号において「非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合及び当該株式又は持分を所有するに指図を行うことができる場合及び当該株式又は持分を所有する場合を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という

等の承認を受けた株式又は持分で、金融庁長官及び厚生労働大臣

2 (略)

四

ればならない。書に理由書を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出しなけま。金庫は、第一項第四号の承認を受けようとするときは、承認申請

4 (略)

(労働金庫連合会の付随業務)

第四十三条 (略)

2 · 3 (略)

閣府令・厚生労働省令で定めるものは、前条第五項に掲げるものと4 法第五十八条の二第一項第十四号の二及び第十五号に規定する内

する。

て内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、前条第六項各号に掲げる「法第五十八条の二第一項第十六号に規定する類似する取引であつ」

に掲げるものとする。

6 のとする。 営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令 厚生労働省令で定めるものは、 法第五十八条の二第一項第十六号に規定する労働金庫連合会の経 第四十二条第六項各号に掲げるも

7 5 11 (略)

(金庫の子会社の範囲等)

第四十五条 (略) (略)

2 •

ずるものとして第二十五号に基づき定められた業務並びに附帯する 業務を除く。)とする もの(労働金庫にあつては、第二十三号及び同号に掲げる業務に準 号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる 法第五十八条の三第一項第一号イ又は第五十八条の五第二項第一

√ 二十四

一十五 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官 及び厚生労働大臣が定める業務

(略)

各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められ もの(労働金庫にあつては、 号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる 法第五十八条の三第一項第一号ロ又は第五十八条の五第二項第二 第十九号から第三十七号まで及び当該

るものとする。

6 営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令 ・厚生労働省令で定めるものは、 法第五十八条の二第一項第十六号に規定する労働金庫連合会の経 前条第六項各号に掲げるものとす

る。

(金庫の子会社の範囲等)

第四十五条 (略)

2 •

(略)

4 ずるものとして第二十五号に基づき定められた業務並びに附帯する 号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる もの(労働金庫にあつては、第二十三号及び同号に掲げる業務に進 業務を除く。)とする。 法第五十八条の三第一項第一号イ又は第五十八条の五第二項第

~二十四 二十四 (略)

二十五 その他第一号から前号までに掲げる業務に準ずるものとし て金融庁長官及び厚生労働大臣が定める業務

二十六 (略)

5 号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる 各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められ もの(労働金庫にあつては、 法第五十八条の三第一項第一号ロ又は第五十八条の五第二項第二 第十九号から第三十七号まで及び当該

た業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

· 一の二 (略)

一の三 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同目の三 農業協同組合若しくは水産加工業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業(う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業(う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業(方水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業(方水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業(第一号の五に掲げる業務を除く。)の代理又は媒介

の四~十七(略)

十八の二~三十七(略)

及び厚生労働大臣が定める業務三半ずるものとして金融庁長官三十八。その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官

二十九 (略)

所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいに規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引の 法第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号

た業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

・一の二 (略)

一号の五に掲げる業務を除く。)の代理又は媒介 第一号の五に掲げる業務を除く。)又は農林中央金庫の業務(第 第一号の五に掲げる業務を除く。)、漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業(第一号の五に掲げる 農業協同組合著しくは農業協同組合連合会が行う農業協同 農業協同組合著しくは農業協同組合連合会が行う農業協同

の四~十七 (略)

三十八 その也第一号が、十八の二~三十七 (略)

て金融庁長官及び厚生労働大臣が定める業務に準ずるものとし三十八。その他第一号から前号までに掲げる業務に準ずるものとし

一十九 (略)

令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引所(金融商品取引人条の五第一項第七号又は第五十八条の六第二項に規定する内閣府6 法第五十八条の三第一項第二号、第五十八条の四第七項、第五十

当する会社とする。の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式う。次項において同じ。)に上場されている株式又は同法第六十七

割合が百分の三を超えているもの 事業であつて、 年度又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する 商品の新たな生産又は販売の方式の導入、 の日又は新事業活動 平成十一年法律第十八号)第二条第一項に規定する中小企業者を て同じ。 式の導入その他の新たな事業活動をいう。 いう。以下この項及び第十二項において同じ。)であつて、 中小企業者)の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、 (中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 新商品の開発又は生産、 (会社が現に行っている事業と異なる種類の 新役務の開発又は提供、 次号及び第三号におい 役務の新たな提供の方 前事業 設立

イ・ロ (略)

業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割 この号において同じ。 合が十分の一以上であるもの 活動に従事する者であつて、 又は生産、 方式の導入、 一年を経過しておらず 中小企業者であつて、 新役務の開発又は提供、 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業 常勤の の数が一 設立の日又は新事業活動の開始 研究者に該当しない 新事業活動従事者 一人以上であり 商品の新たな生産又は販売の 者に限る。 (新商品 当該新事 の日以後 0 開

> て、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。 録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。)に上場され

三を超えているものにおいてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分のの日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度若しくは前年の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度若しくは前年中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法

イ・ロ(略)

(新設)

割合が十分の一以上であるものつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、か一 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後

(削る)

四 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

三 「、とき)所によ事を行かりた事に関する法律等にを等している。 であるもの であるもの であるもの が、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数 規定する中小企業者であつて、設立の日以後一年を経過しておら

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項に

規定する承認を受けている会社中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に

四 (略)

六 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二条第三号に2 選承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社4 正業策競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十四条5 正業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十四条

受けている会社
規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定を規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定を

けている会社

定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受

七 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第二条第二項に規

三号)第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会三号)第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会八 株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十一

律第百十三号)第十九条第四項に規定する支援決定を受けている九 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法

(削る)

(削る)

会社

に規定する産業復興機構による支援を受けている会社十 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項

会社 持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会 法律第百八十七号) 況が改善されることが見込まれるものに限る。 次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであ という。 社又はこれらの子会社 条第七項に規定する外国保険会社等を含む。 十三項に規定する銀行持株会社、 る金庫等、 合理的な経営改善のための計画 当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状 が、 株式会社商工組合中央金庫、 当該特定金融機関等に対する会社の債務について 第十六条の四第一 (以下この号において「特定金融機関等」 長期信用銀行法 (法第八十九条の四に規定す 項に規定する長期信用銀行 保険会社 を実施している 銀行法第二条第 (保険業法第) (昭和二十七年

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

措置 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する

て講じているものに限る。) 「大田のた場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せを一下回つた場合に、当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回つた場合に、当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回のた場合に、当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回のた場合に、当該会社の財務指標が当該特定

- 7 法第五十八条の三第一項第二号の二又は第五十八条の五第一項第 る会社とする。
- 規定する承認を受けている会社中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に
- 一項の規定による再生計画認可の決定を受けている会社 二 民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) 第百七十四条第
- 項の規定による更生計画認可の決定を受けている会社三 会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号) 第百九十九条第一
- 社
 三号)第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会三号)第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会性、株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十
- に規定する産業復興機構による支援を受けている会社へ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項
- 社又は同法第百二十一条第一項に規定する認定に係る同項の中小第一項若しくは第二十六条第一項に規定する認定を受けている会七 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十四条

企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社

八 社 が改善されることが見込まれるものに限る。)を実施している会 株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社 律第百八十七号)第十六条の四第一 三項に規定する銀行持株会社、 第七項に規定する外国保険会社等を含む。 金庫等、 て 又はこれらの子会社 に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつ いう。)が、 合理的な経営改善のための計画 当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況 株式会社商工組合中央金庫、 当該特定金融機関等に対する会社の債務について次 (以下この号において 長期信用銀行法 (法第八十九条の四に規定する 項に規定する長期信用銀行持 保険会社 「特定金融機関等」と 銀行法第二条第十 (保険業法第二条 (昭和二十七年法

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

措置 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する

て講じているものに限る。) 「一つた場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せを ・一つた場合に、当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を ・一つた場合に、当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を ・一つた場合に、当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を ・一つた場合に、当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を ・一つた場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せ

七号の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める要件は、次の8 法第五十八条の三第一項第二号の二又は第五十八条の五第一項第

(新設)

各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

る場合次のいずれかに該当すること。

が成立していること。

成十一年法律第百五十八号)第二条第三項に規定する特定調停
成十一年法律第百五十八号)第二条第三項に規定する特定調停

決定を受けていること。
ハ 会社更生法第百九十九条第一項の規定による更生計画認可の

決手続に基づき事業再生計画が作成されていること。 二 産業競争力強化法第二条第十六項に規定する特定認証紛争解

該当すること。 同号イからハまでのいずれかに 前号に掲げる場合以外の場合 同号イからハまでのいずれかに

9 第六項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該金庫若石しくはその子会社(子会社となる会社を含む。以下この項においされた場合においては、担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は一つで、この政策を構成者では、担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は一つで、との子会社(子会社となる会社を含む。以下この項においるれた場合においては、担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は一つである。以下この項においるれた場合においては、担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は一つである。以下この項においるれた場合に対していたものも、その議決権を金庫では、対しては、対していたものも、その議決権を金庫では、対しては、対しては、対していたものも、その議決権を金庫では、対しては、対していたものも、その議決権を金庫では、対しては、対していたものも、その議決権が当該金庫若足は、対しては、対していたものも、その議決権を金庫をは、対しては、対しては、対していたものも、その議決権を金庫をは、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対していたものも、その議決権を金庫をは、対しては、対しては、対していたものも、その議決権が当該金庫若足は、対しては、対しては、対しては、対している。

| 「一方では、 | では、 | では、 | での子会社により次条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに | 「同じ。)により次条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに | はにより二回以上にわたり取得された場合においては、次条第一項 | 本により二回以上にわたり取得された場合においては、次条第一項 | 本により二回以上にわたり取得された場合においては、次条第一項 | 本により、 | に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該金庫 | に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権を会 | であって、その議決権を会

10 する。 は 第五十八条の五第 項の規定は、 この場合にお 第七項に いて、 項第七号」 前 規定する会社に該当して 項中 とあるのは、 「第五十八条の三第 第五十八 いたものに準用 項第一 八条の三 一号又 一第 (新設

11

るものとする。

項第二号の二又は第五十八条の五第一項第七号の二」と読み替え

権である場合であつて、 する会社 はその取 日 処 会社に該当するもの 開 しくは第九項に規定する会社 びに第五十条の二第二項において同じ。)がその取得した第六項若 定子会社(第十三項に規定する会社をいう。 から十五年を経過する日をいい、 分基準日 て読み替えて準用する第九項の内閣府令・ 拓会社」という。 第六項から前項まで 得の (同項第五号又は第六号に該当するものに限る。 (新規事業分野開拓会社の 日 から十年を経過する日 以下 又は第七項に規定する会社若しくは前項にお (第八項を除く。) の規定にかかわらず、 当該会社が当該支援を受けている期間が当 事業再生会社」 (以下この項において 事業再生会社の議決権にあつて 議決権にあつてはその取得の (当該議決権 厚生労働省令で定める 以下この項及び次項並 という。 が第七項に規定 「新規事業分野 0 議決権 の議決 特 を

該

.議決権の取得の日から十年を超えるときは、

当該支援が終了する

令で定める会社に該当するものとする。
第七号又は第五十八条の六第二項に規定する内閣府令・厚生労働省の三第一項第二号、第五十八条の四第七項、第五十八条の五第一項によらずに新たに取得されない限り、当該金庫に係る法第五十八条

8 会社 六第 が終了する日。 ないものとする。 の翌日からは当該金庫に係る法第五十八 る期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、 会社の議決権である場合であつて、 過する日 十八条の四第七項 に処分しないときは、 分野開拓会社等」という。 おいて「特定子会社」という。 前 二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当し (以下この項及び第四十八条第一 一項の規定にかかわらず、 (当該議決権が第六項第九号及び第十号の規定に該当する 以下この項において「処分基準日」という。 ただし、 第五十八条の五第 当 該新規事業分野開拓会社等は、 当該処分を行えば当該金庫又はその子会 の議決権をその)がその取得した前二項に規定する 次項に規定する会社 当該会社が当該支援を受けてい 項第九号において 項第七号又は第五十八条の 条の三 取 第 得 の日 項第一 (以下この から十年を経 処分基準日 「新規事業 号、 当該支援)まで 第五 頃に

の会社、 第四 号 第十六号において同じ。 兀 金 該処分基準日における基礎議決権数 \mathcal{O} 該 法第五十八条の三 労働省令で定める会社に、 業分野開拓会社等」 社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の 社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会 再生会社 条の六第一 子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当 庫である場合にあつては法第五十八条の四第一項に規定する国 当しないものとする。 の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社にそれぞれ 分野開拓会社にあ おいて同じ。 に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。 一号又は第五十八条の ī該新規. 十八条第 日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したとき 条第 当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては法第五 事 (第 業分野 項に規定する国内の会社をいう。 項 第九号 項 八項に定める要件に該当するもの 第 を下回ることとなる場合において、 第九号及び第五十条の二 という。 開 つては当該金庫に係る法第五 項 拓会社及び当該事 五第 ただし、 第五 第 0 事業再生会社にあつては当該金庫に係る 一号の一 十条の一 議決権についてはその総株主等の議 項第七号に規定する内閣府令・厚生 は、 当該処分を行えば当該金庫又はそ 一又は第五十八条の五第 処分基準日の翌日からは新規事 (国内の会社 第 業再生会社 第三 一項及び第 議決権のうち当該処分 以下この項及び次項 以下 一項において に限 十八 (当該金庫が労働 同じ。 八 当該特定子会 (以下この項、 る。 条の二 十三条第 次項、 「新規事 項第七 第 及び 項 項

> う。 庫又はその子会社の 基準日における基礎議決権数 社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の のうち当該処分基準 六第一項に規定する国内の会社をいう。 ある場合にあつては法第五十八条の四第一 を処分したときは、 いてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を 当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該 当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては法第五十八条の 以下この項において同じ。 この限りでない。 保有する当該新規事業分野開 日における基礎議)を下回ることとなる場合において (国内の会社 決権数を超える部分の 以下同じ。 項に規定する国内の会社 (当該金庫が労働 議決権 拓会社等の の数が当 0) 議決権に 金庫 該 処分 金

をいう。

以下この

頃に

おいて同じ。

までに処分しないときは

は、 この限りでない。

12 きは、この限りでない。 社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の 当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその特定子会 八条の五第一 その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、 以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日 分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したと となる場合において、 める会社に該当しないものとする。 らは当該金庫に係る法第五十八条の三第一 でに処分しないときは、 に定める期間を経過する日をいう。 議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ること 庫又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社 第七項及び第十項の規定にかかわらず、 項第七号の二に規定する内閣府令・ 当該金庫又はその特定子会社以外の子会社が 当該事業再生会社は、 ただし、 以下この項において同じ。 項第二号の二又は第五十 金庫又はその特定子会社 当該処分を行えば当該 処分基準日の翌日 議決権のうち当該処 厚生労働省令で定 当該各号 ま

(新設)

中小企業者の発行する株式又は持分に係る議決権 中小企業者以外の会社の発行する株式又は持分に係る議決権 五年

13

(略)

14 \mathcal{O} 規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるも 法第五十八条の三 (労働金庫にあつては、 項第三号又は第五十八条の五第一項第八号 第一号に掲げるものに限る。)とする。

> 9 略)

10 0 に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるも 法第五十八条の三第一項第三号又は第五十八条の五第一項第八号 (労働金庫にあつては、 第一号に掲げるものに限る。)とする。

業務のために営むものでなければならない。 ――り主として当該金庫、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営むつては、当該業務は金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準によただし、当該持株会社が第四項各号に規定する業務を営む場合にあ

を除く。)及び第五項各号(第十九号から第三十七号までを除く 帯する業務並びに第四項各号 にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附 八条の五第一項第八号に規定する持株会社をいう。以下同じ。) 会社、当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては法第五十 規定する会社を子会社とする持株会社(当該金庫が労働金庫であ 合に限る。第三号及び第四号を除き、 る場合にあつては法第五十八条の三第一項第三号に規定する持株 〈条の五第一項第一号の二若しくは第六号から第七号の二までに 項第一号、)に掲げる業務を営むもの 法第五十八条の三第一項第一号から第二号の二まで又は第五十 第四号及び第四号の二に規定する会社を有しない場 (労働金庫にあつては、第二十三号 (子会社として法第五十八条の五第 以下この条において同じ。

二~七 (略)

する議決権について準用する。 読み替えて準用する場合を含む。)、第十一項及び第十二項に規定15 法第三十二条第六項の規定は、第八項、第九項(第十項において

(法第五十八条の三第一項の規定等が適用されないこととなる事由

業務のために営むものでなければならない。り主として当該金庫、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営むつては、当該業務は金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準によただし、当該持株会社が第四項各号に規定する業務を営む場合にあ

号及び第四号を除き、以下この条において同じ。) 四号及び第四号の二に規定する会社を有しない場合に限る。 務を営むもの(子会社として法第五十八条の五第一項第一号、 第五項各号(第十九号から第三十七号までを除く。)に掲げる業 に第四項各号(労働金庫にあつては、第二十三号を除く。)及び ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並び 第八号に規定する持株会社をいう。以下同じ。)にあつては、 が労働金庫連合会である場合にあつては法第五十八条の五第一項 は法第五十八条の三第一項第三号に規定する持株会社、 の五第一項第一号の二、 子会社とする持株会社 法第五十八条の三第一項第一号若しくは第二号又は第五十八 (当該金庫が労働金庫である場合にあつて 第六号若しくは第七号に規定する会社を 当該金庫 第 車

二~七 (略)

権について準用する。 11 法第三十二条第六項の規定は、第七項及び第八項に規定する議決

(法第五十八条の三第一項の規定等が適用されないこととなる事由

第四十六条 第四十八条 3 2 替えて準用する場合を含む。 労働省令で定める事由は、 八 厚生労働省令で定める事由は、 式若しくは持分の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事 で定める事由は、 七 において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する内閣府令・ 由とする いて読み替えて準用する場合を含む。 一 | | | | | (削る) (法第五十八条の四第一 法第五十八条の三第四項 法第五十八条の三第二項ただし書 又は第七号の二に掲げる会社による株式又は持分の取得 一号の二に掲げる会社による株式又は持分の取得 労働金庫の子会社である法第五十八条の三第一項第二号又は第 労働金庫連合会の子会社である法第五十八条の五第 (略) 法第五十八条の三第二項本文(法第五十八条の五第五項 法第五十八条の四第二項 金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株 項の規定等が適用されないこととなる事由 前項第七号又は第八号に掲げる事由とす (法第五十八条の五第五項において読み)に規定する内閣府令・厚生労働省令 次に掲げる事由とする。 (法第五十八条の六第三項にお (法第五十八条の五第五項にお に規定する内閣府令・厚生 項 第七号 第四十八条 2|第四十六条 (新設) 由は、 する場合を含む。)に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事 定める事由は、 いて準用する場合を含む。)に規定する内閣府令・厚生労働省令で (新設) (新設 (法第五十八条の四第一項の規定等が適用されないこととなる事 法第五十八条の三第四項 金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得 前項各号に掲げる事由とする。 (略 法第五十八条の四第二項 法第五十八条の三第二項 次に掲げる事由とする。 (法第五十八条の五第五項において準用 (法第五十八条の六第三項にお (法第五十八条の五第五項にお

定める事由は、次に掲げる事由とする。いて準用する場合を含む。)に規定する内閣府令・厚生労働省令でいて準用する場合を含む。)に規定する内閣府令・厚生労働省令で

一~八 (略)

カ 新規事業分野開拓会社等の議決権を処分することができることが著しく困難であるため当該議決権を処分することができいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡するとがでよる処分を行おうとするときにおる規定による処分を行おうとするとき又は事業再生会社の議決権ないこと。

(削る)

十 (略)

ならない。

がる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければ

がの書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければ

が明第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲

一~四 (略)

3

(略)

(特例対象会社)

画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社 (規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社又は事業の再生の計規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、次の各号のいず

定める事由は、次に掲げる事由とする。いて準用する場合を含む。)に規定する内閣府令・厚生労働省令で

一~八 (略)

当該議決権を処分することができないこと。
る理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められ第四十五条第八項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決

権数が基準議決権数以内となる場合における株式又は持分の取得元本補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決

十一 (略)

ばならない。
掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなけれ
2 前項第十一号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に

一~四 (略)

3 (略)

(新設)

再生会社」と総称する。)とする。金庫の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業

- 当該投資事業有限責任組合の組合員となつているものおる投資事業有限責任組合であつて、当該金庫又はその子会社がなる投資事業有限責任組合であつて、当該金庫又はその子会社が場がる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員と
- 再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数 当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該特例事業 第五十八条の四第九項又は第五十八条の六第四項に規定する内閣府 該特例事業再生会社は、 をいう。 生会社の議決権を処分基準日 総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。 なる投資事業有限責任組合であつて、 掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員と はその子会社が出資しているもの 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に 厚生労働省令で定める会社に該当しないものとする。 項の規定にかかわらず、 以下この項において同じ。 処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法 特定子会社がその取得した特例事業再 (その取得の日から十年を経過する日 までに処分しないときは、 当該株式会社に当該金庫又 ただし、

下この項において同じ。

を下回ることとなる場合において、

分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したとその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又は

2

きは、この限りでない。

3 法第五十八条の四第九項又は第五十八条の六第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業不、当該会社の議決権を、当該金庫又はその子会社である新規事業で、当該会社の議決権を、当該金庫又はその子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権を、当該金庫又はその子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権を、当該金庫又はその子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を割さて保有していないものとする。

準用する。 準用する。 本第三十二条第六項の規定は、前二項に規定する議決権について

(資産の評価)

2~5 (略) 第五十六条 (略)

価又は適正な価格を付すことができる。 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時

(略)

。)を除く。) (満期まで所有する意図をもつて取得したものに限る。)をいう 期保有目的の債券(満期まで所有する意図をもつて保有する債券 二 市場価格のある資産(子法人等及び関連法人等の株式並びに満

(資産の評価)

27.) 5 (各)

第五十六条

(略)

2~5 (略)

価又は適正な価格を付すことができる。 6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時

(略)

う。)を除く。)
参(満期まで所有する意図をもつて取得したものに限る。)をい
第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。)
の株式並びに
第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。)
の株式並びに
二 市場価格のある資産(子法人等及び関連法人等(令第五条の二

三 (略)

(合併の認可の申請等)

第六十九条 (略)

とする。
とする。
とする。
とする。
とする。
とする。
とするがどうかを審査するもの
とするかどらかを審査するもの

(略)

が、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができるこ当該申請をした金庫の経営管理に係る体制等に照らし、当該金庫知識及び経験を有する役員、会計監査人又は職員の確保の状況、二 吸収合併存続金庫又は新設合併設立金庫の事業に関する十分な

(届出事項)

と。

働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 第八十三条 法第九十一条第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労

~十 (略)

。)を子会社とした場合
一ついて同号の届出をしなければならないとされているものを除く社(法第九十一条第一項第二号の規定により子会社とすることに社(法第九十一条第一項第二号の規定により子会社とすることに

三 (略)

(合併の認可の申請等)

第六十九条 (略)

| あつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するもの2 2 金融庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定による認可の申請が

(略)

とする。

公正かつ効率的に遂行することができること。
一 吸収合併存続金庫又は新設合併設立金庫が、その業務を的

確

(届出事項)

働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 第八十三条 法第九十一条第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労

一~十 (略)

社とした場合の届出をしなければならないとされているものを除く。)を子会十一条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号十一 第四十六条第一項各号に掲げる事由により他の会社(法第九

十二~十五(略)

その基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合有することとなつた国内の会社及び事業再生会社の議決権のうち十六 金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保

十七~二十の三(略)

。)による借入れをしようとする場合項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。次号において同じ緊急措置に関する法律(平成十年法律第百四十三号)第二条第六二十一 劣後特約付金銭消費貸借(金融機能の早期健全化のための

二十二~二十五(略)

2 (略)

一·二 (略)

る業務報告及び附属明細書 第一項第二十五号に掲げる場合 法第四十一条第一項に規定す

四 (略)

4~7 (略)

(預金者等に対する情報の提供)

十二~十五 (略)

を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合有することとなつた国内の会社の議決権のうちその基準議決権数下六金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保

十七~二十の三(略)

同じ。)による借入れをしようとする場合項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。以下次号において緊急措置に関する法律(平成十年法律第百四十三号)第二条第六二十一 劣後特約付金銭消費貸借(金融機能の早期健全化のための

二十二~二十五 (略

2 (略

る業務報告書及び附属明細書 三 第一項第二十五号に掲げる場合 法第四十一条第一項に規定す

四 (略)

4~7 (略)

(預金者等に対する情報の提供)

第八十六条 等に対する情報の提供を行う場合には、 金庫は、 銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者 次に掲げる方法により行う

第八十六条

金庫は、

銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者

一~六 (略)

ものとする。

2 \ \ 4

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第九十七条 のとする。 該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するも の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当 この条から第百一条までにおいて同じ。)の額(第百条第二項にお する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下 いて「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項 銀行法第十三条第一項本文に規定する金庫の同一人に対 第九十七条

~五 (略)

る額の合計額 前条第四項第一号から第三号までに掲げるものに係る次に掲げ

もののうち当該担保の額 当該金庫に対する預金又は定期積金に係る債権を担保とする

口

七 (略)

2 • (略

国債又は地方債を担保とするもののうち当該担保の額

等 報の提供を行う場合には、 一~六 (預金者及び定期積金の積金者をいう。 (略) 次に掲げる方法により行うものとする。 以下同じ。)に対する情

(略)

 $\frac{2}{4}$

〈銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項〉

銀行法第十三条第一項本文に規定する金庫の同一人に対

この条から第百一条までにおいて同じ。)の額(第百条第二項にお する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。 該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するも の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当 いて「単体信用供与等総額」という。)は、 同一人に係る前条各項 以 下

一 <u>分</u> 五.

のとする。

げる額の合計額 前条第四項第一号から第三号までに規定するものに係る次に掲

イ もののうち当該担保の 当該金庫に対する預金又は定期積金に係る債権を担保とする 額

口 国債又は地方債を担保とするもののうち当該担保の額

七 (略)

2 • (略

- 22 -

(臨時休業の届出等)

第百十二条 (略)

3 2

に掲げる区分に応じ、 銀行法第十六条第一項の規定により掲示する場合には、次の各号 当該各号に定める日までの間、 継続して事務 3

所の店頭に掲示しなければならない。

又は一部を再開する日 0 銀行法第十六条第一項後段の規定による掲示 業務の全部又は一部を休止した事務所においてその業務の全部 銀行法第十六条第一項前段の規定による掲示 金庫が臨時にそ 金庫が臨時にそ

0 又は一部を再開した日後一月を経過する日 業務の全部又は一部を休止した事務所においてその業務の全部

4 (略)

、業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第百十四条 労働省令で定めるものは、 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令・ 次に掲げる事項とする。 厚生

金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項

1 口 (略)

会計監査人の氏名又は名称

ホ (略

二 四 (略)

五. 金庫の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げ

(臨時休業の届出等)

第百十二条 (略)

2

に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間、 銀行法第十六条第一項の規定により掲示する場合には、次の各号 継続して営業

所の店頭に掲示しなければならない。 銀行法第十六条第一項前段の規定による掲示

又は一部を再開する日 の業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部 金庫が臨時にそ

又は一部を再開した日後一月を経過する日 の業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部 銀行法第十六条第一項後段の規定による掲示 金庫が臨時にそ

(略)

4

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第百十四条 労働省令で定めるものは、 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令・厚生 次に掲げる事項とする。

金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

(新設)

略

(略)

Ŧī. 金庫の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げ

る事項

イ

(略

口

貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計

(1)第九十七号)第九十六条第一項第三号イからホまでに掲げる 出金」という。)のうち、 金(貸倒償却を行つた部分を除く。 済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出 ていることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁 以下同じ。)に該当する貸出金 ・由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう 破綻先債権(元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続し 法人税法施行令 以下「未収利息不計上貸 (昭和四十年政令

(2)(略

(3)翌日から三月以上遅延している貸出金 のを除く。 三カ月以上延滞債権)をいう。以下同じ。)に該当する貸出金 (元本又は利息の支払が約定支払日の (1)及び(2)に掲げるも

(4)(略)

ハ・ニ (略)

ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、 時価及び評

価損益

(1) (2) (略)

(3)第八十六条第 項第五号イからホまでに掲げる取引

へ~チ

(略)

る事項

1 (略)

(1)

口 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計

う。 第九十七号)第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げ る事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものを 出金」という。)のうち、 金(貸倒償却を行つた部分を除く。以下「未収利息不計上貸 済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出 ていることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁 破綻先債権(元本又は利息の支払の遅延が相当期間継 以下同じ。)に該当する貸出金 法人税法施行令 (昭和四十年政令 続

(2)

(3)

翌日から三月以上遅延している貸出金 を除く。)をいう。以下同じ。)に該当する貸出金 三カ月以上延滞債権 (元本又は利息の支払が約定支払日 (1)が(2)に掲げるも

(4) (略)

ハ・ニ (略)

ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額 時価及び

(1) (2) (3)

略

価損益

へ~チ (略)

第八十六条第一項第五号に掲げる取引

六・七

(略)

2 で定める事務所は、 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令 金庫の無人の事務所とする。 厚生労働省令

(労働金庫代理業の許可の審査

第百二十五条 第八十九条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において 働大臣(以下「金融庁長官等及び厚生労働大臣」という。)は、 次に掲げる事項に配慮するものとする。 銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、 金融庁長官、 財務局長又は福岡財務支局長及び厚生労 法

(略)

申請者が個人であるときは、 次のいずれにも該当しないこと。

ない者 理事、 新の拒否の場合にあつては、 おいて同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過し 四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト②に 若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日 人及び次号イにおいて同じ。)前三十日以内にその法人の 取締役、 執行役、 当該更新の拒否の処分がなされた 会計参与、 監査役、 会計監査人 (銀行法第 (更

(1) (10) (略)

(略)

2 で定める事務所は、 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令・厚生労働省令 金庫 (代理店を含む。)の無人の事務所とする

(労働金庫代理業の許可の審査

第百二十五条 第八十九条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において 働大臣(以下「金融庁長官等及び厚生労働大臣」という。)は、 次に掲げる事項に配慮するものとする。 銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは 金融庁長官、 財務局長又は福岡財務支局長及び厚生労

法

申請者が個人であるときは、 次のいずれにも該当しないこと。

兀

理事、 日。 項に規定する日本における代表者をいう。ト②において同じ。 新の拒否の場合にあつては、)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者 らに準ずる者又は日本における代表者(銀行法第四十七条第一 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日 人及び次号イにおいて同じ。)前三十日以内にその法人の 監事、取締役、 執行役、 当該更新の拒否の処分がなされた 会計参与、 監査役若しくはこれ

(1) (10)

ホ・ヘ (略)

- 1 次に掲げる者であつて、 その処分を受けた日から五年を経過
- (1)命ぜられた役員 用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を 監事若しくは会計監査人又は法第九十四条第三項において進 法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた理事、
- (3)(2)を命ぜられた取締役、 条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任 監査役、会計監査人若しくは日本における代表者又は同法第 五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員 規定により解任を命ぜられた取締役、 銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七 執行役、 会計参与、 執行役、会計参与、 監査役若しくは会 一項
- 法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた 計監査人又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行
- (4)銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜら 計監査人又は信用金庫法第八十九条第五項において準用する 十七条の規定により解任を命ぜられた理事、 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第一 監事若しくは会
- て準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項にお

- 1 しない者 次に掲げる者であつて、 その処分を受けた日から五年を経過
- (1) 第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役 しくは監事又は法第九十四条第三項において準用する銀行法 法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた理 事若
- 監査役若しくは日本における代表者又は同法第五十二条の五 十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員 規定により解任を命ぜられた取締役、 銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項 執行役、 会計参与、

(2)

- (3)長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条 0) を命ぜられた取締役、 条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七 五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員 執行役、 会計参与若しくは監査役又は
- (4)十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は 信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五 一条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二
- (5)て準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項にお

十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業

- (6) · (7) (略)
- (8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀

 (8) 農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられ
- (9) (略)

(1) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法、銀行法、長期信用銀行法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、相当する外国の法令の規定により解任を命ばられた取締役、 信用金庫法、中小企業等協

17

チ (略)

五~七 (略)

(紛争解決委員の利害関係等)

第百五十二条の二の七 (略)

、消費生活相談(消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第十生労働省令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ2 銀行法第五十二条の七十三第三項第三号に規定する内閣府令・厚

六第二項の規定により解任を命ぜられた役員第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十理事若しくは監事又は協同組合による金融事業に関する法律

- (6) (7) (略)
- (8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀8) 農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀
- (9) (略)
- (10) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協 制当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、 組合法、旅産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に 相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、 程業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に は、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協

チ (略)

五~七 (略)

(紛争解決委員の利害関係等)

第百五十二条の二の七(略)

、消費生活相談(消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第十生労働省令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ2 銀行法第五十二条の七十三第三項第三号に規定する内閣府令・厚

務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。 三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。)に応ずる業

- (略)
- 資格 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの

トの資格 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタン

3 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第百五十二条の六 (略)

·二 (略)

交付する場合、顧客の承諾(令第七条の三に規定する方法によるのであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面によりまでの間)次に掲げる事項を消去し又は改変することができないもまでの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日ままでの間に当該記載事項に掲げる方法にあつては、記載事項に掲げ三 前項第一号ハ又は二に掲げる方法にあつては、記載事項に掲げ

務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。 三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。)に応ずる業

(略)

奨励会という名称で設立された法人をいう。) が付与する消費生一 財団法人日本産業協会(大正七年二月二十六日に財団法人国産

本消費者協会という名称で設立された法人をいう。) が付与する財団法人日本消費者協会(昭和三十六年九月五日に財団法人日

活アドバイザーの資格

消費生活コンサルタントの資格

3 (略)

(情報通信の技術を利用した提供

第百五十二条の六 (略)

一・二 (略)

交付する場合、顧客の承諾(令第七条の三に規定する方法によるまでの間)次に掲げる事項を消去し又は改変することができないもずのであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面によりまでの間のであること。 ただし、閲覧に供している記載事項を書面によりのであること。 ただし、閲覧に供している記載事項を書面によりのであること。 ただし、閲覧に供している記載事項を書面に掲げる方法にあつては、記載事項に掲げ三前項第一号ハ又は二に掲げる方法にあつては、記載事項に掲げ三

る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができ掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係承諾をいう。)を得て前項第一号イ若しくは口若しくは第二号に

四 (略) (略)

3 (略)

通とする。 「規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事第百五十二条の七の二 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項 (特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項)

一·二 (略)

げる事項を理解している旨 定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。)が次に掲一 復帰申出者 (準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規

号に定める者である場合(同条ただし書に規定する場合を除くく。)に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各土 準用金融商品取引法第四十五条各号(第三号及び第四号を除

口 (略)

には適用されない旨

四・五 (略)

消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができるげる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る承諾をいう。)を得て前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号に掲

イ・ロ (略

四 (略)

3 (特定投資字

に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事第百五十二条の七の二 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項(特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項)

一・二 (略)

項とする。

げる事項を理解している旨 定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。)が次に掲 一 復帰申出者 (準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規

ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合(同条約工事金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契

口 (略)

四・五 (略)

記載事項) (申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の

第百五十二条の九 定は、 引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。 おいて同じ。 商品取引法第三十四条の三第1 第百五十二条の十の二において同じ。)に関して申出者 品取引法第四十五条各号 イに規定する内閣府令・ 旨とする。 対象契約 が当該各号に定める者である場合 (同項第二号に規定する対象契約をいう。 準用金融商品取引法第三十四条の三第 厚生労働省令で定める事項は、 (第 一項に規定する申出者をいう。 一号及び第四号を除く。 (準用金融商品取 には適用されな に掲げる規 準用金融商 (準用金融 項 次項及び 次項に 第四号

2 (略

記載事項)(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の

第百五十二条の十四 規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、 引法第四十五条各号 定める者である場合 五十二条の十四の三において同じ。 て準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに 次象契約 (同項第 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項にお (第三号及び第四号を除く。 一号に規定する対象契約をいう。 (準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規)に関して申出者が当該各号に に掲げる規定は 準用金融商品 次項及び第百 取

定する場合を除く。

には適用されない旨とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の

記載事項)

第百五十二条の九 する場合を除く。 める者である場合 項に規定する申出者をいう。 同じ。)に関して申出者 規定する対象契約をいう。 品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、 イに規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項 準用金融商品取引法第三十四条の三第 (準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定 には適用されない旨とする。 (準用金融商品取引法第三十四条の三第) 次項及び第百五十二条の十の二において 次項において同じ。 対象契約 が当該各号に定 は、 同 準用 項第 項 金融 第四 一号に 商 묽

2 (略

記載事項) (申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の

第百五十二条の十四 ľ, する対象契約をいう。 引法第四十五条各号に掲げる規定は、 規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、 されない旨とする 商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。) いて準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第1 に関して申出者が当該各号に定める者である場合 準用金i 次項及び第百五十二条の十四の三において同 融商品取引法第三十四条の四第六項にお 対象契約 (同項第二号に規定 準用金融商品 一項第四号イに (準用 には 適 金 用

2

略

(特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容に いての広告等の表示方法

第百五十二条の十六 等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告 るときは、 又は前条に規定する行為 に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならな 準用金融商品取引法第三十七条第一項各号 金庫又は労働金庫代理業者がその行う特定預金 (次項において「広告等」という。) をす (第二号を除

2 (略)

(契約締結前交付書面の記載方法)

第百五十二条の二十 日 第三十七条の三第一 乙八三○五に規定するハポイント以上の大きさの文字及び数字を いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。 本工業規格 工業標準化法 (次項及び第三項において「日本工業規格」という。 一項各号 契約締結前交付書面には、 (昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく (第二号及び第六号を除く。 準用金融商品取引法)に掲げる

2 (略)

3 第三十七条の三第 金庫又は労働金庫代理業者は、 一条の二十四第 一項各号 項第 一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法 (第 一号及び第六号を除く。 契約締結前交付 書面には、 に掲げる 第百五

2

略

(特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容に いての広告等の表示方法

第百五十二条の十六 等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告 について明瞭かつ正確に表示しなければならない。 又は前条に規定する行為 るときは、 準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項 金庫又は労働金庫代理業者がその行う特定預 (次項において「広告等」という。)をす

2 略

(契約締結前交付書面の記載方法)

第百五十二条の二十 ない。 大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければなら 日本工業規格」という。) Z八三〇五に規定する八ポイント以上の 十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格 第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を、 契約締結前交付書面には、 工業標準化法 準用金融商品取引法 (次項において「 昭 和

2 (略)

3 第三十七条の三第 十二条の二十四第 金庫又は労働金庫代理業者は、 一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を 項第 一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法 契約締結前交付書面には、 第百

文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載 事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを 日本工業規格2八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの

するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第百五十二条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項た げる場合とする。 だし書に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲

第百五十二条の二十四第一項第一号、 ずる方法により記載した書面 の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに という。)に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に 第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」 を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。 十八号に掲げる事項を、第百五十二条の二十に規定する方法に進 対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条 を交付している場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付 第百五十二条の二の十二第二号に掲げるもの(同条第一号又は (以下「外貨預金等書面」という。 第十一号、第十七号及び第

(略)

2 \ 4

略

締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。 定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約 及ぼすこととなる特に重要なものを、 日本工業規格Z八三〇五に規

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第百五十二条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項た げる場合とする だし書に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲

いる場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない り記載した書面 る事項を、第百五十二条の二十に規定する方法に準ずる方法によ の二十四第一項第一号、 という。)に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に の意思の表明があつた場合に限る。 の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第百五十二条 対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条 第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」 第百五十二条の二の十二第二号に掲げるもの(同条第一号又は (以下「外貨預金等書面」という。) を交付して 第十一号、 第十七号及び第十八号に掲

(略)

2 \ 4 略